

令和 7 年度
彦根市職員採用試験

《 初級消防職員 》
— 受 験 案 内 —

彦根市職員選考委員会

申 込 期 間 令和 7 年 7 月 18 日(金)午前 10 時 00 分から
令和 7 年 8 月 29 日(金)午後 4 時 45 分まで
第 1 次試験日 令和 7 年 9 月 21 日(日)
試 験 会 場 彦根市消防本部(彦根市西今町 415 番地)

受験申込みおよび試験に関する問合せは

彦根市職員選考委員会事務局 〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号
(彦根市人事部人事課内)

電話 (0749) 22-1411(代) 内線 455・458
(0749) 30-6106(直通)
FAX (0749) 22-1398

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

区 分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
初 級	消防職員	5 人程度	消火・救助活動、救急活動、指令管制、火災予防、防火・防災の指導・広報、火災原因調査等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

区 分	職 種	受 験 資 格
初 級	消防職員	次のいずれにも該当する者 ア 平成 11 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 視力は矯正視力を含み、両眼で 0.7 以上かつ一眼で 0.3 以上である者 ウ 色覚は赤色、青色および黄色の色彩の識別ができる者 エ 聴力は職務遂行に支障がない者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

- イ 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 彦根市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

- (1) 試験の場所 彦根市消防本部(彦根市西今町 415 番地)
- (2) 試験の方法、内容および日程

方 法	内 容	日 程
教養試験	公務員として必要な一般的知識について、高校卒業程度で択一式による筆記試験を行います。	令和7年9月21日(日) 受付 8時20分～8時45分 教養試験 9時00分～11時00分 昼食 11時00分～11時50分 面接試験 12時00分～14時頃 体力検査 12時30分頃～ (面接試験終了者から順次実施)
面接試験	集団面接による試験を行います。	
体力検査	消防職員として必要な体力について、握力、上体起し、反復横跳び、立ち幅跳び、体前屈および踏み台昇降により検査を行います。	

※体力検査を行うので、動きやすい服装および屋内用の運動靴を持参してください。

また、熱中症対策として、飲み物も持参してください。

- (3) 結果発表

令和7年10月中旬までに彦根市役所、支所・各出張所および彦根市消防本部の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。

また、彦根市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

4 第2次試験

試験の方法、内容、日時および場所

方 法	内 容	日時および場所
作文試験	自己の意見および文章の表現能力について、作文による筆記試験を行います。	令和7年11月1日(土) 彦根市役所本庁舎(彦根市元町 4 番 2 号) ※変更となる場合がありますので、正式には第1次試験の合格者に通知します。
面接試験	個人面接による試験を行います。	

5 最終合格者の発表

令和7年11月末日までに彦根市役所、支所・各出張所および彦根市消防本部の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験の受験者全員に対し合否を文書で通知します。

また、彦根市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用が決定されます。なお、この名簿の有効期限は令和8年9月30日です。
- (2) 採用は、令和8年4月1日の予定です。

- (3) 上記「2 受験資格」(1)のイ、ウ、エに定める要件については、採用前に提出いただく健康診断書において、要件を満たしていないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

7 給与および勤務形態

- (1) 給与は、彦根市職員の給与に関する条例等により支給されます。給料の月額、月額 188,000 円（高校卒業の場合）で、経歴その他に応じて、一定の額が加算されます。そのほかに、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
なお、この額等は令和 7 年 4 月 1 日現在の条例等に基づき算出したものです。
また、採用時に学歴および職歴を証する書類を提出していただきます。
- (2) 勤務形態は、原則として週 38 時間 45 分の毎日勤務および交替制勤務です。
- (3) 社会保険に関しては、滋賀県市町村職員共済組合に加入します。

8 受験手続および申込期間

- (1) 受験申込みについて

ア 申込方法

彦根市電子申請サービスからのみ、受験申込みを受け付けます。

〔彦根市ホームページ→市政の情報→採用・人事〕にアクセスし、申込手続を確認の上、彦根市電子申請サービスで「令和 7 年度彦根市職員採用試験受験申込み（初級消防職員）」に必要事項を入力し、申し込んでください。

郵送および窓口での申込受付は行っておりませんのでご注意ください。

彦根市電子申請サービス：令和 7 年度彦根市職員採用試験受験申込み（初級消防職員）URL

https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1497

（スマートフォン用 2 次元バーコード）



イ 申込みに必要なもの

- (ア) パソコンまたはスマートフォン（インターネットに接続されたもの）
 - (イ) 電子メールアドレス
 - (ウ) PDFファイル形式を閲覧できるソフト
 - (エ) 証明写真（添付可能な拡張子は、「jpeg」または「jpg」または「png」）
- ※パソコンやスマートフォンの機種によっては利用できない場合があります。
詳細は、彦根市電子申請サービスの「FAQ」を確認してください。

ウ 証明写真について

申込時に彦根市電子申請サービス上で添付いただく写真は、縦 4cm、横 3cm 程度の大きさのもので、最近 6 か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのものを添付ください。写真がない場合、写真が不鮮明その他受験写真として適当でない場合は、受け付けません。

エ 受験票のダウンロード

申込者には彦根市電子申請サービス上にて、「受験票」をPDFファイル形式で発行します。なお、発行時には、受験票取得方法通知メールを申込者あて送付します。試験日当日に受験票が必要

となりますので、彦根市電子申請サービス上から必ず「受験票」をダウンロードし、試験会場でご提示ください(スマートフォン等の画面の提示で可)。

なお、受験票については、電子メールでの送信や、郵送は行いませんので、上記のとおり彦根市電子申請サービス上から入手してください。

オ その他注意事項等

(ア) 身体に障害があり、配慮を必要とする場合は、申込受付期間中に事務局まで連絡してください。

(イ) 使用するパソコンまたはスマートフォンの故障や通信回線上の障害、また推奨する環境によらない環境で発生したトラブル等については、本市では一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申込期間

令和7年7月18日(金)午前10時00分から令和7年8月29日(金)午後4時45分までの受信分

※システム管理等のため、一時的に利用できない場合があります。

※締切間際は混雑が予想されます。インターネットの特性上、データの送信等に時間がかかり、申込時間中に処理できない場合がありますので、時間に余裕を持って申し込んでください。

9 第1次試験の注意事項

受験票に受験上の注意を記載しています。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律に基づき、口頭により開示を請求することができます。

ただし、電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(学生証、運転免許証、旅券等で写真のあるもの)および受験票を持参の上、次の開示受付期間の午前9時から午後4時45分までに、彦根市職員選考委員会事務局までお越しください(ただし、土・日曜日および祝日は受け付けていません。)

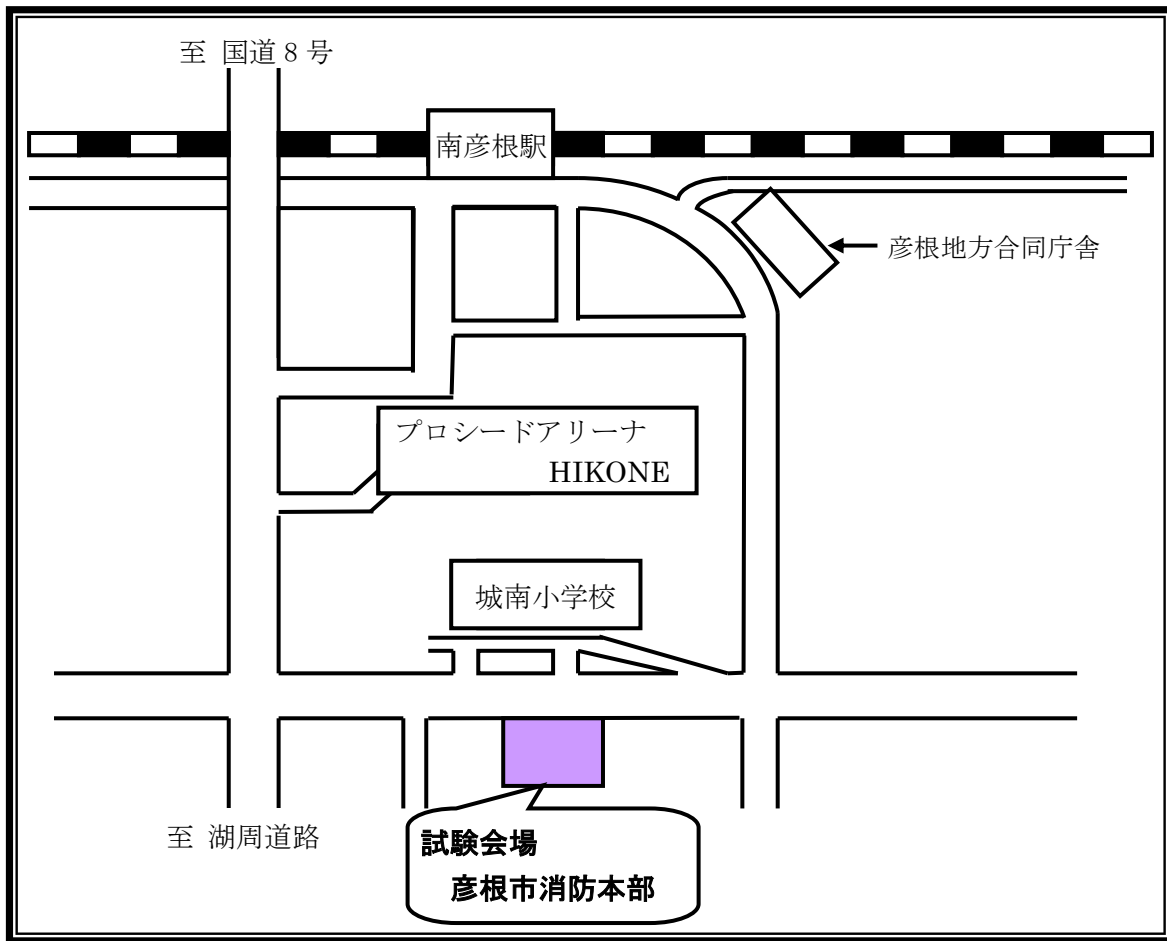
なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、得点および順位が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点およびその順位	第1次試験の合格発表の日から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	第2次試験の合計得点および総合順位	第2次試験の合格発表の日から1か月間

11 令和6年度採用試験の状況

実施日	職 種	受験者数	第1次試験合格者	最終合格者	最終倍率
9月22日	初級消防職員	10人	7人	7人	1.4倍

《第 1 次試験会場案内図》



J R南彦根駅から試験会場(彦根市消防本部)までは約 800 メートルです。

なお、試験会場への自家用車の乗り入れはできません。